

令和3年第3回竜王町議会定例会（第1号）

令和3年9月2日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第39号 竜王町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第40号 竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第41号 竜王町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第42号 令和3年度竜王町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議第43号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 8 議第44号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 9 議第45号 令和3年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第46号 令和3年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第47号 令和2年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議第48号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議第49号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第50号 令和2年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第51号 令和2年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第52号 令和2年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第53号 令和2年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議第54号 令和2年度竜王町下水道事業会計決算認定について
- 日程第19 議第55号 竜王町教育委員会委員の任命について

- 日程第 2 0 議第 5 6 号 竜王町公平委員会委員の選任について
- 日程第 2 1 議第 5 7 号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 2 報第 6 号 令和 2 年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第 2 3 報第 7 号 令和 2 年度竜王町資金不足比率について

## 2 会議に出席した議員（12名）

1番	森島芳男	2番	中村匡希
3番	福田優三	4番	鎌田勝治
5番	橘せつ子	6番	尾川幸左衛門
7番	大前セツ子	8番	澤田満夫
9番	磯部俊男	10番	貴多正幸
11番	岡山富男	12番	小西久次

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

7番	大前セツ子	8番	澤田満夫
----	-------	----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
竜王町代表監査委員	吉田定男	竜王町監査委員	鎌田勝治
副町長	杼木栄司	総務主監	市田重宏
住民福祉主監兼 発達支援課長	奥浩市	産業建設主監	井口清幸
会計管理者	小森久美子	総務課長	間宮泰樹
未来創造課長	関司明德	中心核整備課長	森徳男
税務課長	中島孝之	生活安全課長	富田尚弘
住民課長	寺嶋要	福祉課長	西村忠晃
健康推進課長	川嶋正明	農業振興課長	中山孝彦
商工観光課長	岩田宏之	建設計画課長	市岡忠司
上下水道課長	森岡道友	教育次長	知禿雅仁
教育総務課長	町田啓司	学校教育課長	山本照代
生涯学習課長	込山佳寛		

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	西川良浩	書記	徳田桃子
--------	------	----	------

開会 午後1時00分

**○議長（小西久次）** 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり  
ます。よって、定足数に達していますので、これより令和3年第3回竜王町議会  
定例会を開会いたします。

会議に入る前に、町長より発言の申出がございますので、これを認めることに  
いたします。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** 皆さん、こんにちは。令和3年竜王町議会第3回定例会の開  
会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何  
かと御多用の中、御出席いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、9月に入り、朝夕は少しずつ涼しさを感じるようになってまいりました。  
町内の田んぼも黄金色に染まり、8月中旬の長雨の影響が心配されましたが、水  
稲の収穫も順調に進んでいるようでございます。

一方で、滋賀県に緊急事態宣言が発令されてから約1週間となりますが、依然  
として1日の新規感染者数が高止まりしておりまして、病床使用率も80%を超  
えるなど、大変厳しい状況が続いております。竜王町におきましても、8月に入  
ってからの新規感染者数が感染者累計の半数を占めておりまして、これまでにない  
勢いで感染が拡大しております。本町としましては、滋賀県からの緊急事態措  
置に基づき、外出・イベント等の自粛要請や町施設の貸館の停止などを行い、人  
流の削減に努めております。

また、本町のワクチン接種につきましては、県内でもトップクラスのスピード  
で進んでおりまして、1回目の接種については対象者の約80%の方が完了し、  
2回目の接種についても約60%の方が完了しており、9月末で希望者への2回  
目の接種が完了できる見込みでございます。ワクチン接種は、感染力が強い変異  
株に対しても明らかな効果があると言われております。改めまして、医療関係者  
の皆様の御協力に厚くお礼を申し上げますとともに、引き続き全庁一丸となって  
円滑にワクチン接種を進めるなど、町民の皆様が安心して暮らせる日常を一日で  
も早く取り戻せるよう、感染症対策に取り組んでまいります。

最後になりますが、本定例会に提案申し上げます案件につきまして慎重なる御  
審議を賜り、適切な御結論をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりま  
しての御挨拶とします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小西久次） これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。

なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小西久次） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番 大前セツ子議員、8番 澤田満夫議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（小西久次） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月2日から9月29日までの28日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西久次） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月2日から9月29日までの28日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議第39号 竜王町職員定数条例の一部を改正する条例

日程第 4 議第40号 竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議第41号 竜王町給水条例の一部を改正する条例

日程第 6 議第42号 令和3年度竜王町一般会計補正予算（第2号）

日程第 7 議第43号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

日程第 8 議第44号 令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）

**日程第 9 議第 45号 令和3年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）**

**日程第10 議第 46号 令和3年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）**

**○議長（小西久次）** 日程第3 議第39号、竜王町職員定数条例の一部を改正する条例から、日程第10 議第46号、令和3年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）までの8議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました、議第39号から議第46号までの8議案について提案理由を申し上げます。

議第39号、竜王町職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、本条例第2条に規定しております事務部局ごとの定数において、令和2年度から、教育委員会部局の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員の配置数について、現状との不整合が生じておりますことから、今回実態に合わせた改正を行い、かつ、教育委員会部局を一本化し、包括的な運用が行えるよう条例の一部改正を行うものでございます。また、併せて現状の行政課題に対応し得る組織体制を構築するため、一部改正を行うものでございます。

次に、議第40号、竜王町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年10月1日に開所を予定している竜王町国民健康保険診療所（医科）の名称を地域の診療所として覚えやすく親しみのある名称へと変更したく、第2回定例会において議決をいただいた一部改正条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第41号、竜王町給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道料金の見直しにより条例の一部改正を行うものでございます。改正内容は、口径13ミリメートルの基本水量を増量し、口径13ミリメートル及び口径20ミリメートルにおいて基本料金を減額、さらには、超過料金について全口径において同一の逦増性料金体系を設定するものでございます。なお、令和元年度の給水収益に対する平均改定率は、マイナス0.11%でございます。

次に、議第42号、令和3年度竜王町一般会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの歳入歳出予算額が、61億5,857万6,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ9,413万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,271万5,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の主な内容としまして、歳出予算におきましては、中心核整備に係る土地収用法による事業認定申請に向けた経費、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設除却事業、さらに、新型コロナウイルス感染症に対する施策として、中小企業等への経済支援についてそれぞれ増額をするものがございます。歳入予算におきましては、公共施設除却事業の財源として町債、また、普通交付税の交付決定により普通交付税及び臨時財政対策債をそれぞれ増額するとともに、当初予算編成において取り崩した財政調整基金を減額するものがございます。債務負担行為補正につきましては、次年度に事業が円滑に進められるよう追加するものがございます。地方債補正につきましては、普通交付税の財源不足分として発行する臨時財政対策債等について変更するものがございます。

次に、議第43号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が16億1,420万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ738万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億2,158万2,000円とさせていただくものがございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出予算におきまして、国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定により償還金を増額するとともに、歳入予算におきまして、償還金の財源として前年度繰越金を増額するものがございます。債務負担行為につきましては、各健診について次年度に事業が円滑に進められるよう設定するものがございます。

次に、議第44号、令和3年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきましては、医科におきまして、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が1,160万円でございます。今回、この総額に500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,660万円とさせていただくものがございます。

補正予算の内容としましては、歳出予算におきまして、新たに開業する竜王町国民健康保険診療所の円滑な運営を図るため、診療所の指定管理者が医師、看護師、理学療法士等の医療従事者を確保する経費に対し交付金を交付することから、増額するものがございます。歳入予算におきまして、その財源として財政調整基金繰入金を増額するものがございます。

次に、議第45号、令和3年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が、

10億6,210万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ3,120万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,330万4,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容としましては、歳出予算におきまして、執行見込みにより居宅介護住宅改修費を増額するとともに、令和2年度介護給付費負担金及び地域支援事業負担金の償還額が確定したため、償還金を増額するものでございます。歳入予算におきましては、償還金の財源として前年度繰越金を増額するもの等でございます。

次に、議第46号、令和3年度竜王町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、令和3年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的支出の既決予定額3億3,693万9,000円に、今回176万円を増額し、3億3,869万9,000円とさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、営業費用の総係費のうち、委託料につきまして、水道料金改定に伴うシステム改修委託料について増額するものでございます。

以上、議第39号から議第46号までの8議案につきまして提案理由を申し上げますところでございますが、議第42号につきましては、詳細について担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます

**○議長（小西久次）** 間宮総務課長。

**○総務課長（間宮泰樹）** ただいま、町長から議第42号、令和3年度竜王町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明があったところでございますが、さらにその内容について、お手元配付の提出議案説明資料11ページの、令和3年度9月補正予算概要により説明させていただきます。

まず、ページ中段の主な歳出から説明いたします。

費用弁償（パートタイム会計年度任用職員分）78万8,000円の増額は、令和3年4月から6月において、職員の育児休業等により、当初予定していた人数よりも多くの会計年度任用職員を雇用する必要が生じ、予算が不足する見込みであることから増額するものでございます。

次に、押印見直し支援業務委託料143万円の増額は、デジタル庁設置に伴い、国において各手続の押印廃止が進められており、本町においても各例規に規定する押印についての見直しを進めるため、洗い出し業務等に係る委託料を増額するものでございます。



次に、供託金200万円の増額は、令和2年度に発生した官製談合防止法違反等に関し、本町が被った損害の賠償請求の手續に伴う供託金について増額するものでございます。

次に、DX推進計画策定・情報セキュリティポリシー改定支援業務委託料99万6,000円の増額は、総務省が策定した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画に基づき、町民の利便性及び事務の効率化を目的とした推進計画の策定、並びに総務省が策定した地方公共団体情報セキュリティポリシーガイドラインに準じたセキュリティポリシーの改訂を行うに当たり、いずれも専門的知見を踏まえた支援が必要となることから、委託料を増額するものでございます。

次に、老人憩の家解体工事監理業務委託料107万8,000円及び老人憩の家解体工事1,503万円の増額は、公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の除却を行うため増額するものでございます。

次に、総合庁舎管理用備品92万9,000円の増額は、10月1日付で採用を予定している職員分の事務机及び椅子を購入し、併せて、一部既存の椅子が老朽化しており買換えをしたいことから増額するものでございます。

次に、交通安全施設整備工事300万円の増額は、本年5月に発生した山之上地先での中学生の事故及び本年7月に発生した千葉県での小学生の事故を受けて、通学路の安全対策として町内10カ所の横断歩道部の区画線工及び1カ所の縁石工を緊急的に行うことから増額するものでございます。

次に、中心核整備事業といたしまして、土地収用法事業認定申請に伴い、小学校を除いた整備予定施設の建物図面等が必要となることから、委託料1,780万円を増額するとともに、交流・文教ゾーン造成等基本設計業務委託料について入札の執行残を490万円減額し、前述の予算執行のために組み替えるものでございます。

次に、シティプロモーション事業といたしまして、総額667万3,000円の増額は、第6次総合計画のスタートに合わせて、定住人口増加に向けて「竜王に住みたい」と思っただけのような本町の魅力発信を目的としたPR動画を作成するため、委託料を増額するものでございます。

次に、地籍調査測量業務委託料200万円の増額は、山之上地区地籍調査の認証請求の目途が立ったことにより増額するものでございます。

次に、施設整備工事586万3,000円の増額は、6月下旬に妹背の里水上

ステージの欄干が老朽化により破損し、急遽修繕が必要となったことから増額するものでございます。

次に、町税過年度過納還付金700万円の増額は、現時点で確定している還付について予算不足が生じるため、増額するものでございます。

次に、収入保険加入推進事業補助金165万円の増額は、農業者が加入する収入保険や農業共済などの農業保険に対して、1経営体10万円を上限として補助するため、増額するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、事業継続支援金1,250万円の増額は、滋賀県事業継続支援金を受給した者に対して、新型コロナウイルス感染症対策として町独自の支援金を上乗せして支給することから、増額するものでございます。

次に、町道維持修繕工事200万円の増額は、町道希望が丘線における降雨時の道路冠水対策を実施することから、増額するものでございます。

次に、河川愛護作業補助金200万円の増額は、実績見込みにより増額するものでございます。

次に、特殊建築物定期報告修繕工事設計業務委託料94万5,000円の増額は、令和2年度特殊建築物定期報告に基づく改善通知に係る修繕工事を実施するための設計業務を委託することから、増額するものでございます。

次に、幼稚園務ICT化経費といたしまして、保護者との連絡、職員の勤怠管理等についてICT化を行うことから、園務支援システムの導入費用等について総額81万2,000円を増額するものでございます。

次に、アレルギー対応調理室設置実施設計業務委託料236万円の増額は、アレルギー対応調理室設置のための実施設計を委託することから、増額するものでございます。

次に、災害復旧工事200万円の増額は、8月13日からの大雨により薬師地先の農道法面が崩落し、復旧する必要があることから増額するものでございます。

続いて、歳入補正予算でございますが、11ページ上段の主な歳入から説明いたします。

普通交付税3,162万5,000円の増額は、交付決定額が当初予算計上額を上回ったことから、差額分を増額するものでございます。

次に、県支出金について、県自治振興交付金（提案事業）100万円の増額は、シティプロモーション事業が交付金の対象となることから増額するものでござい

ます。

次に、公立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業補助金68万9,000円の増額は、園務支援システムの導入に要する経費の3分の2について補助金が交付されることから、増額するものでございます。

次に、河川愛護活動事業委託金200万円の増額は、大型機械の使用面積が増加したこと等により増額するものでございます。

次に、地方債について、公共施設等適正管理推進事業債1,440万円の増額は、老人憩の家除却経費の財源とすることから増額するものでございます。

次に、緊急自然災害防止対策事業債200万円の増額は、町道維持修繕工事の財源とすることから増額するものでございます。

次に、臨時財政対策債6,934万9,000円の増額は、普通交付税の交付決定により財源不足額が当初予算計上額を上回ったことから、差額分を増額するものでございます。

次に、当初予算編成において取り崩した財政調整基金繰入金金を2,755万8,000円減額するものでございます。

次に、12ページの債務負担行為補正（追加）について御説明いたします。

まず、チョイソコリゅうおう運行経費につきまして、令和4年度からの本格運行に当たり、今年度中に運行契約等を行う必要があることから、追加するものでございます。

次に、がん検診などの住民健診業務につきましては、次年度に事業が円滑に進められるよう、今年度中に契約等に係る事務処理を行う必要があることから、それぞれ追加するものでございます。

次に、外国語教育指導者派遣業務につきましては、円滑な事業の実施を図るため、また、効率的かつ効果的な業務実施のため、複数年にわたり契約することから追加するものでございます。

最後に、地方債補正（変更）についてですが、先ほど歳入において説明しましたとおり、増額変更するものでございます。

以上、令和3年度竜王町一般会計補正予算（第2号）の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議第47号 令和2年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について**

**日程第12 議第48号 令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）**

**歳入歳出決算認定について**

**日程第 1 3 議第 4 9 号 令和 2 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）**

**歳入歳出決算認定について**

**日程第 1 4 議第 5 0 号 令和 2 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定  
について**

**日程第 1 5 議第 5 1 号 令和 2 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて**

**日程第 1 6 議第 5 2 号 令和 2 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について**

**○議長（小西久次）** 次に、日程第 1 1 議第 4 7 号、令和 2 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 6 議第 5 2 号、令和 2 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

**○町長（西田秀治）** ただいま一括上程いただきました、議第 4 7 号から議第 5 2 号までの 6 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 4 7 号、令和 2 年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、議第 4 8 号、令和 2 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、議第 4 9 号、令和 2 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、議第 5 0 号、令和 2 年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第 5 1 号、令和 2 年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第 5 2 号、令和 2 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての 6 議案につきましては、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、町監査委員による審査を終えていただきましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

以上、議第 4 7 号から議第 5 2 号までの 6 議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 小森会計管理者。

**○会計管理者（小森久美子）** ただいま町長から提案理由の説明がありました、議第 4 7 号から議第 5 2 号までの 6 議案につきましては、令和 2 年度の一般会計、

並びに各特別会計のそれぞれの決算について、地方自治法第233条第1項及び同法施行令第166条、並びに同法施行規則第16条及び第16条の2の規定により調製をいたしましたもので、その決算概要につきまして御説明申し上げます。

お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心にして御説明申し上げたいと思います。

議第47号、令和2年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の1ページを御覧いただきたいと思います。

一般会計の決算額は、歳入総額が84億8,777万152円、歳出総額が82億8,937万4,023円となり、歳入歳出差引額は1億9,839万6,129円となりました。このうち、翌年度に繰り越した事業に要する財源1,952万2,000円を差し引きますと、実質収支額は1億7,887万4,129円の黒字となります。ここから、令和元年度の実質収支額であります1億9,407万4,630円を差し引きますと、単年度収支額は1,520万501円の赤字となります。さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金63万8,626円と町債の繰上償還金1億2,836万2,000円を加えた実質単年度収支額は、1億1,380万125円の黒字となりました。

次に、決算報告書の147ページから御覧いただきたいと思います。令和2年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別、並びに性質別決算状況等について、152ページまでにわたり記載しています。

まず、147ページの歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が51.4%、依存財源が48.6%となっており、令和元年度は、自主財源が74.2%、依存財源が25.8%でありました。前年度と比較しますと、自主財源の額が率にして8.2%減少し、依存財源の額が率にして150%増加しました。歳入総額では、前年度に比べて20億8,381万9,489円の増加で、率にして32.5%の増となりました。

前年度と比較して大きく変動のあった科目や特色あるものについて、その要因等を見てもみますと、自主財源のうち、町税については総額34億2,284万2,143円となり、率にして12.4%減少しています。大きな要因は、固定資産税について主要事業者の設備投資による償却資産の増により約2億円の増となったものの、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、法人町民税が約6億6,000万円の収入減となったことから、町税としては4億8,437万3,13

0円減少する結果となりました。

次に、依存財源のうち、法人事業税交付金が約1億1,000万円の皆増、国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対応関係の国庫補助金等で約15億円の増、町債が国の補正予算の活用による事業、町防災行政情報システム整備における緊急防災・減災事業債の活用及び減収補填債の活用等により約7億6,000万円の増額となりました。

以上のように活用できる財源を最大限に確保し、住民皆様へのサービス向上と健全な財政運営を両輪に、重点プロジェクトに位置づけた事業を中心に、「活力あるまちづくり」、「安心して暮らし続けられるまちづくり」を2本柱として積極的に実施し、また、新型コロナウイルス感染症に対する施策として子育て世帯への支援、農商工対策等を実施しました。

次に、149ページから説明をさせていただきます。

歳出総額では、前年度に比べて21億928万円の増加、率にして34.1%の増となりました。歳出の構成比を目的別に見てみますと、主なものとして、総務費が26.3%、民生費が20.2%、教育費が10.7%、土木費が10.2%となっております。この中で、対前年度比較で増減額の大きいものについて説明を申し上げます。金額については、千円単位でございます。

総務費につきましては、12億6,218万円、率にして138.2%増加しておりますが、主なものは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策である特別定額給付金事業の増でございます。

消防費につきましては、4億7,088万3,000円、率にして180.4%増加しておりますが、主なものは、町防災行政情報システム整備の増でございます。

諸支出金につきましては、2億3,076万7,000円、率にして48.8%減少しておりますが、主なものは、税収減による財政調整基金積立金の大幅な減額によるものです。

次に、151ページの性質別の構成比で見えますと、義務的経費である人件費が17.5%、扶助費が10.7%、公債費が6.7%となっております。また、投資的経費では、普通建設事業費が14.7%、その他の経費については、主なものとして物件費が12.7%、補助費等が29.4%となっております。

この中で性質別決算状況の対前年度比較で増減額の大きいものについて説明を申し上げます。

投資的経費のうち普通建設事業費について、9億3,892万2,000円、率にして340.2%増加しておりますが、これは町防災行政情報システム整備、道の駅アグリパーク竜王内の直売所増築工事及び農村環境改善センター改修工事、竜王大橋耐震補強工事、総合運動公園施設の冷温水発生機更新工事、GIGAスクール構想による小中学校ネットワーク環境整備等によるものです。また、その他の経費のうち補助費等について、12億4,637万9,000円、率にして104.7%増加しておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策である特別定額給付金事業等の増によるものです。

なお、決算の具体的内容につきましては、歳入は決算報告書の4ページから9ページに款別に順を追って記載しておりますので、説明を省略させていただきます。歳出につきましては、決算報告書の10ページから146ページにわたり、各所管別、予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表を併せて列記しておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。なお、説明は省略させていただきます。また、決算書の145ページから148ページには、公有財産の土地及び建物の令和2年度中の増減、並びに年度末現在高を、149ページからは、山林、物権、出資による権利の状況を、さらに、150ページから151ページには50万円以上の重要物品を、152ページから154ページには基金の年度末現在高をそれぞれ記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、土地開発基金及び用品等調達基金のそれぞれの運用状況につきましては、別冊の調書をお届けいたしておりますので、併せて御参照いただきますようよろしくをお願いいたします。

以上、令和2年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第48号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の153ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度竜王町国民健康保険における被保険者数は、前年度に比べ2.2%の減少となりました。竜王町の居住者全体の国民健康保険への加入割合では、世帯数は31.1%、被保険者数は19.6%となっています。国民健康保険制度改革により平成30年度から滋賀県が県内市町国保の財政運営主体となったことで、国民健康保険税で集めるべき額が医療費の増減に影響されなくなりましたが、引き続き医療費の動向を見定め、保健事業の充実も含め適正運営に努めなければ

なりません。決算収支の状況は、歳入総額が11億9,128万1,738円、歳出総額が11億8,358万7,416円で歳入歳出差引額は769万4,322円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものといたしましては、決算書159ページ、款5国民健康保険税が2億2,938万3,203円、161ページ、款25県支出金が8億5,449万8,644円、款40繰入金が8,456万3,691円でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、166ページ、款10保険給付費が8億3,507万9,294円、168ページ、款17国民健康保険事業費納付金が3億839万6,037円、169ページ、款25保健事業費が987万446円でこれは、特定健診受診率向上啓発と健康指導や疾病の早期発見など健康づくりに取り組んだものです。さらに、170ページ、款30基金積立金が1,610万7,578円でございます。

なお、国民健康保険の加入世帯数及び被保険者数等につきましては、決算報告書の153ページに記載いたしておりますので御覧いただきたいと思っております。また、決算書の174ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、併せて御参照いただきたいと思っております。

以上、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第49号、令和2年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は161ページからでございます。

まず、医科診療所における決算収支でございますが、歳入総額が2億2,106万5,571円、歳出総額が2億592万2,681円で、歳入歳出差引額は1,514万2,890円となりました。このうち、翌年度に繰り越した事業に要する財源1,417万7,000円を差し引きますと、実質収支額は96万5,890円の黒字となります。

歳入の主なものといたしましては、決算書の180ページ、款25繰入金が財政調整基金2,156万2,000円でございます。次に、181ページ、款40町債が1億9,840万円で、これは医科診療所整備のための医科診療所整備事業債でございます。

歳出の主なものといたしましては、182ページの款5総務費が2億590万1,009円で、医療施設設置者としての維持管理費及び医科診療所指定管理料、



また、医科診療所移転整備に伴う用地取得費、造成工事費、建築工事費等でございます。

以上が医科の内容でございます。

次に、決算報告書の162ページ、歯科診療所における決算収支につきまして御説明申し上げます。

歳入総額が5,193万4,037円、歳出総額が4,755万3,433円で、歳入歳出差引額は438万604円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものは、決算書の185ページ、款5診療収入が4,049万7,559円、186ページ、款25繰入金が295万1,000円でございます。

歳出の主なものは、決算書の189ページの款5総務費が3,372万5,967円で、人件費及び施設の維持管理費などでございます。

次に、191ページの款10医業費が854万7,790円となっております。

なお、受診状況は、決算報告書の164ページでございますが、年間受診件数は3,511件、年間外来者数は5,629人で、新型コロナウイルス感染症予防のため4月、5月に緊急患者以外の診療等を控えていたことから、令和元年度と比較しますと、受診件数、外来者数ともに減少しました。さらに、年間診療収入は3,989万4,755円となり、令和元年度と比較しますと、523万3,646円の減収となりました。決算書の194ページ及び195ページには財産に関する調書を添付いたしておりますので御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第50号、令和2年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、167ページからでございます。

御承知のとおり、学校給食は、成長期における園児・児童・生徒の健康増進を図るため、栄養バランスの取れた食事を提供し、併せて、望ましい食習慣の形成を図る重要な「食育」の実践の場と位置づけ、教育の一環として取り組んでおります。決算収支の状況でございますが、歳入総額が5,425万5,764円、歳出総額が5,414万2,394円で、歳入歳出差引額は11万3,370円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入でございますが、決算書は200ページでございます。歳入の主なものと

いたしまして、款5給食費負担金が4,005万4,055円でございます。

次に、201ページ、款40繰入金1,268万5,572円のうち、1,224万4,264円は、新型コロナウイルス感染症に対する子育て世帯への支援として、6月から8月分の児童等の給食費を無償化したことによる給食費負担金の減額分に係る一般会計からの繰入金でございます。

歳出につきましては、202ページ、款5給食事業費として給食材料費等の決算額が5,414万2,394円でございます。

以上、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第51号、令和2年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は170ページからでございます。

介護保険の第1号被保険者数は3,312人で、うち後期高齢者数は1,465人です。また、要介護・要支援認定者数は563人です。決算収支の状況でございますが、歳入総額が9億8,962万4,140円、歳出総額が9億5,207万4,214円で、歳入歳出差引額は3,754万9,926円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものといたしましては、決算書の208ページ、款5保険料が2億4,379万2,689円、款15国庫支出金が2億308万8,744円、210ページ、款20支払基金交付金が2億3,495万4,000円、款25県支出金が1億4,427万5,878円、211ページ、款35繰入金が1億3,137万6,339円でございます。

歳出の主なものといたしましては、決算書の215ページ、款10保険給付費が8億6,147万8,586円でございます。

次に、220ページ、款11の地域支援事業費が4,845万7,344円でございます。これは、地域包括支援センターの業務による介護予防事業に要した費用でございます。224ページ、款20基金積立金は2,906万5,286円で、介護給付費準備基金に積立てを行いました。

詳細につきましては、決算報告書の170ページから一般状況を、また、172ページ以降に経理状況を、それぞれ記載させていただいております。また、決算書の227ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第52号、令和2年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は200ページからでございます。

後期高齢者医療制度は、開始から10年以上経過したこと及び関係機関の制度周知も一定の成果を得たことにより、円滑な制度運営を行うことができました。保険給付や保険料額の決定などは、滋賀県後期高齢者医療広域連合が担い、町においては、保険料徴収を行っておりますが、収納率は99.96%でありました。決算収支の状況でございますが、歳入総額が1億2,242万3,165円、歳出総額が1億2,233万3,564円で、歳入歳出差引額は8万9,601円となりまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものは、決算書の231ページ、款5後期高齢者保険料が9,405万5,672円、232ページ、款20の繰入金が2,448万9,346円で、そのうち2,273万6,270円は保険基盤安定に係る繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は234ページでございます。款5総務費が208万9,176円で、資格管理及び保険料徴収の事務費でございます。また、款10後期高齢者医療広域連合納付金が1億1,683万9,423円で、被保険者から納付された保険料等を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものです。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上をもちまして、議第47号から議第52号までの6議案につきましての提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

**○代表監査委員（吉田定男）** それでは、申し上げます。令和2年度竜王町歳入歳出決算、並びに竜王町土地開発基金等運用状況について決算審査を行いましたので報告申し上げます。

なお、第1、審査の概要と第2、審査の結果についてはお手元の資料のとおり

でございますので、第3、審査の意見を述べて決算審査報告といたします。

令和2年度の竜王町歳入歳出決算、並びに竜王町土地開発基金等の運用状況について審査を実施しました。審査に当たり、諸帳簿の照合、計数の確認、並びに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。

決算内容については、大きな不用額のある項目も見られましたが、その理由も含め、ほぼ適正に運営されているものと見受けました。また、審査を通じて、各部署の業務遂行への取組や各会計における経費節減に向けた努力を理解することができました。

一般会計は、歳入総額84億8,777万円、歳出総額82億8,937万4,000円でした。歳入歳出差引額は1億9,839万6,000円、実質単年度収支額は1億1,380万円の黒字決算となりました。特別会計は、5会計合計で、歳入総額は26億3,058万3,000円、歳出総額は25億6,561万2,000円でした。歳入歳出差引額の合計額は6,497万1,000円となり、前年度比963万3,000円の増加となりました。

財務状況を見ますと、一般会計の当年度の財政力指数が1.182となり、令和2年度も普通交付税の不交付団体となりました。経常収支比率は、前年度比5.4ポイント悪化し88.2%となりましたが、この主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響等による法人町民税の減少と言えます。本町においては、算定の分母に当たる経常一般財源における町税の年度間の変動額が大きいことから、町税収入の動向によっては、指標が大きく悪化することも考えられます。

一方、経常経費のうちの義務的経費が増加傾向にあると言えます。また、一般会計、直診会計、水道事業会計、下水道事業会計の町債残高の総合計は、94億148万8,000円と依然として多額な状況であります。ついては、経常経費の抑制や経常一般財源の動向及び町債残高に留意しつつ、戦略的に財政運営されることが期待されます。

収入未済状況を見ますと、町税や国民健康保険税等において、依然として滞納が多いと言えます。初動及び滞納対応等を着実に実施され、収納率の向上を図りたい。

事務状況を見ますと、伺書については発送日記入漏れ等がありましたが、おおむね正しく励行されつつあると言えます。しかし、整理整頓や掲示物の掲示については不十分な状況であります。また、復命書の課内共有がない事象、会計年度

任用職員による伺書作成や伝票起票がない事象及び昨年度の監査指摘事項への回答の中で作成済みとあるのに、実際には作成がない事象がありました。課内の全員での情報共有、全員での業務推進及び全員での正確な処理・回答を実行されるよう、格段に注力されたい。

ところで、平成30年度に表面化した農村下水道使用料徴収問題、また、令和2年度に発現した官製談合防止法違反等の事件については、再発防止策等を着実に遂行の上、町行政の信頼回復に努められたい。改めて、正しい事務処理が当然という職場文化の再確認を強く希求します。

最後に、行財政改革、並びに業務の効率化を図られ、住民福祉の向上に努められることを期待して、審査の意見といたします。

○議長（小西久次） この際、申し上げます。ここで、午後2時25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時25分

○議長（小西久次） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議第53号 令和2年度竜王町水道事業会計決算認定について

日程第18 議第54号 令和2年度竜王町下水道事業会計決算認定について

○議長（小西久次） 次に 日程第17 議第53号、令和2年度竜王町水道事業会計決算認定について及び日程第18 議第54号、令和2年度竜王町下水道事業会計決算認定についての2議案についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま上程いただきました議第53号及び議第54号につきまして、提案理由を申し上げます。

議第53号、令和2年度竜王町水道事業会計決算認定について及び議第54号、令和2年度竜王町下水道事業会計決算認定についての2議案につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、町監査委員による審査を終えていただきましたので、同条第4項に基づき議会の認定に付するものでございます。

以上、議第53号及び議第54号について提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小西久次） 森岡上下水道課長。

○上下水道課長（森岡道友） ただいま町長から提案理由を申し上げました議第5号、令和2年度竜王町水道事業会計決算認定について、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、1ページの令和2年度竜王町水道事業決算報告書を御覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益、営業外収益及び特別利益を合わせまして決算額が3億6,183万9,156円で、このうち仮受消費税は2,723万8,239円でございます。支出でございますが、水道事業費用といたしましては、営業費用、営業外費用を合わせまして決算額が3億2,180万2,309円で、このうち仮払消費税は1,898万7,086円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債から他会計負担金までを合わせまして決算額が1億325万3,400円でございます。支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして決算額が1億7,294万9,353円で、このうち仮払消費税は1,286万8,800円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,969万5,953円は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度及び過年度分損益勘定留保資金、並びに当年度利益剰余金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は1,532万7,771円の損失となりましたが、営業外収支が4,635万5,964円の利益となりましたので、経常利益として3,102万8,193円でございます。さらに、特別利益が50万897円、当年度純利益は3,152万9,090円、これに前年度繰越利益剰余金2,393万4,433円、未処分利益剰余金変動額239万6,881円を加え、当年度未処分利益剰余金は5,786万404円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書（案）を御覧ください。

これは、竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき利益の処分を行うものでございます。当年度未処分利益剰余金5,786万404円のうち、組入資本金へ239万6,881円組入れするとともに、減債積立金に400万円、建設改良積立金へ640万円を積み立てさせていただくものでございます。積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は4,506万3,523円とな

ります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。固定資産といたしまして22億6,167万5,046円、流動資産といたしまして4億4,266万1,476円でございます。したがって、資産合計は27億433万6,522円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。固定負債といたしまして9億4,784万1,560円、流動負債といたしまして1億1,805万6,288円、繰延収益といたしまして8億2,619万6,809円でございます。したがって、負債合計は18億9,209万4,657円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。資本金といたしまして4億4,327万9,437円、剰余金といたしまして3億6,896万2,428円でございます。したがって、資本合計は8億1,224万1,865円、負債資本合計は27億433万6,522円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの資料として、注記表及び附属書類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和2年度竜王町水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議第54号、令和2年度竜王町下水道事業会計決算認定について、決算書に基づき御説明を申し上げます。

まず、1ページの令和2年度竜王町下水道事業決算報告書を御覧ください。

第3条予算の収益的収支の収入でございますが、下水道事業収益といたしましては、営業収益及び営業外収益を合わせまして決算額が5億198万369円で、このうち仮受消費税は1,532万470円でございます。支出でございますが、下水道事業費用といたしましては、営業費用及び営業外費用を合わせまして決算額が4億7,961万4,285円で、このうち仮払消費税は850万666円でございます。

次に、第4条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、他会計出資金から分担金までを合わせまして決算額が2億5,706万9,637円でございます。支出でございますが、資本的支出といたしましては、建設改良費及び企業債償還金を合わせまして決算額が4億790万421円で、このうち仮払消費税は719万1,978円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,083万784円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

営業収支は、2億5,502万5,718円の損失となりましたが、営業外収支が2億7,053万7,599円の利益となりましたので、経常利益は1,551万1,881円でございます。当年度純利益1,551万1,881円に前年度繰越利益剰余金1,760万3,281円を加え、当年度未処分利益剰余金は3,311万5,162円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書(案)を御覧ください。

これは、竜王町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき利益の処分を行うものでございます。

当年度未処分利益剰余金3,311万5,162円のうち、減債積立金に400万円、建設改良積立金に350万円を積み立てさせていただくものでございます。積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は2,561万5,162円となります。

次に、貸借対照表を御覧ください。

まず、資産の部でございます。固定資産といたしまして86億5,200万4,016円、流動資産といたしまして1億8,895万6,336円でございます。したがって、資産合計は88億4,096万352円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。固定負債といたしまして32億9,680万6,886円、流動負債といたしまして3億7,352万2,122円でございます。繰延収益といたしまして47億9,605万5,979円でございます。したがって、負債合計は84億6,638万4,987円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。資本金といたしましては2億7,758万4,313円、剰余金といたしまして9,699万1,052円でございます。したがって、資本合計は3億7,457万5,365円、負債資本合計は88億4,096万352円となるものでございます。

なお、11ページ以降につきましては、これらの資料として、注記表及び附属書類を添付いたしておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、令和2年度竜王町下水道事業会計決算認定につきましての内容説明とさ



させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（小西久次）** それでは、ここで決算審査報告をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

**○代表監査委員（吉田定男）** それでは、申し上げます。令和2年度竜王町水道事業会計について、決算審査報告を行います。

なお、第1、審査の概要と第2、審査の結果についてはお手元の資料のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べて決算審査報告といたします。

第3、審査の意見。令和2年度竜王町水道事業会計決算の審査を実施しました。審査に当たり、関係諸帳簿の照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けいたしました。

令和2年度の営業収益は2億7,447万4,415円、営業費用は2億8,980万2,186円となり、営業利益はマイナス1,532万7,771円となりました。また、営業外収益は5,962万5,605円、営業外費用は1,326万9,641円、経常利益は3,102万8,193円となり、特別利益を加除した当年度純利益は3,152万9,090円となり、前年度比679万4,747円の大幅な増加となりました。

この主な要因は、営業費用の大幅な減少、特に総係費及び減価償却費の大幅な減少の結果と言えます。また、前年度比較で年間配水量が1万5,961立方メートル減、年間有収水量が2万6,713立方メートル減ではありましたが、有収率が91.4%と高水準を維持していること等にあると言えます。職員1人当たりの有収水量、営業収益、並びに有収率の状況等から見て、効率性は比較的高いと言えます。引き続き未収金の減少をはじめ、現状の継承を大いに期待します。

本年度の主な工事は、山之上地先基幹管路敷設替工事8,707万9,000円。西横関地先舗装本復旧工事1,287万円等でありました。昭和57年7月から開始された全町給水の水道事業は、今後においても安心安全、かつ安定的に上水道を供給することが求められます。このことから、基幹管路、並びに配水管等の敷設替工事については、引き続き計画的に着実に実施されたい。

一方、当該工事等には多額な費用を要するわけですが、企業債残高は9億8,207万円であり、漸増傾向にあります。については、この企業債残高にも十分留意しながら実施されることを期待します。また、町民に現況、並びに各種計画等

を分かりやすく説明、周知を図り、水道事業への関心を一段と増大させるとともに、町民の理解、支援の下で事業推進されるよう期待します。

最後に、水道事業の安定供給、並びに健全経営に努められることを期待し、審査の意見といたします。

次に、令和2年度竜王町下水道事業会計について決算審査報告を行います。

また、第1、審査の概要と第2、審査の結果についてはお手元の資料のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べて決算審査報告といたします。

第3、審査の意見。令和2年度竜王町下水道事業会計決算の審査を実施しました。審査に当たり、関係諸帳簿との照合及び計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、諸経費の節減をはじめ、公営企業として、効率性や健全な事業経営に努力しているものと見受けしました。

当年度の営業収益は1億5,383万7,508円、営業費用は4億886万3,226円、営業利益はマイナス2億5,502万5,718円となりました。また、営業外収益は3億3,336万9,227円、営業外費用は6,283万1,628円で、経常利益は1,551万1,881円となり、特別損益を加除した当年度純利益は1,551万1,881円となりました。

なお、別表2比較損益計算書から鑑みると、当年度中における他会計からの補助金は1億7,700万円であり、本補助金及び長期前受金戻入等を含む営業外収益が営業損失を補い、経常利益を計上していると言えます。

当年度の工事としては、建設工事では、公共下水道汚水感染工区その4工事2,500万6,300円、岡屋マンホールポンプ設置工事1,481万2,600円、保存工事では、マンホールポンプ修繕業務他235万5,397円でありました。

平成30年度から下水道事業会計は、従前の現金主義・単式簿記の会計方式から、地方公営企業法の財務規定等適用による発生主義・複式簿記の企業会計方式に移行しております。第2表で、職員1人当たりの有収水量、営業収益、排水管距離等を例示しましたが、各種指標等を用いて事業経営状況の明確化や透明性の向上を図り、今後とも効率的な業務活動に努められたい。また、今年度末の企業債残高は36億154万1,975円で、平成25年度末比大幅に減少しておりますが、未だに多額であります。健全経営に向け、長期的な計画の下に事業推進されることを期待します。

ところで、平成30年度に表面化しました農村下水道使用料徴収問題について

は、長期的な事業展望の再確認、農村下水道料金算定基準の再確認、再発防止策の着実な実行の下に、通常状態への回復を早期に図られたい。あわせて、慣習ではなく、条例・規則に沿った処理に努め、町行政の信頼回復に努められたい。

最後に、今後とも持続可能な下水道事業の経営に努められることを期待し、審査の意見といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第19 議第55号 竜王町教育委員会委員の任命について**

**日程第20 議第56号 竜王町公平委員会委員の選任について**

**日程第21 議第57号 竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任について**

**日程第22 報第6号 令和2年度竜王町健全化判断比率について**

**日程第23 報第7号 令和2年度竜王町資金不足比率について**

○議長（小西久次） 日程第19 議第55号、竜王町教育委員会委員の任命についてから日程第21 議第57号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの3議案及び日程第22 報第6号、令和2年度竜王町健全化判断比率について、並びに日程第23 報第7号、令和2年度竜王町資金不足比率についての2報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西田町長。

○町長（西田秀治） ただいま一括上程いただきました議第55号から議第57号までの3議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第55号、竜王町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町教育委員会委員として御尽力いただいております川部由紀子氏は、令和3年9月30日をもって任期が満了いたしますが、引き続き川部由紀子氏を任命いたしたく、提案申し上げます。（個人情報のため、一部秘匿）なお、任期につきましては、令和3年10月1日から4年間でございます。

次に、議第56号、竜王町公平委員会委員の選任につきましては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

現在、竜王町公平委員会委員として御尽力いただいております富長宗生氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き富長宗生氏を選任いたしたく、提案申し上げます。（個人情報のため、一部秘匿）

なお、任期については、令和3年10月1日から4年間でございます。

次に、議第57号、竜王町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。現在、竜王町固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただいております村田芳洋氏は、令和3年9月30日をもって任期が満了いたしますが、引き続き村田芳洋氏を選任いたしたく、提案申し上げますのでございます。（個人情報のため、一部秘匿）

なお、任期については、令和3年10月1日から3年間でございます。

続きまして、報第6号及び報第7号について報告いたします。

報第6号、令和2年度竜王町健全化判断比率について及び報第7号、令和2年度竜王町資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、御報告申し上げますのでございます。

令和2年度竜王町健全化判断比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、それぞれ赤字額は発生しませんでした。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%であるのに対し、7.7%でありました。将来負担比率につきましては、地方債残高等の将来負担額に対して基金等の充当可能財源が上回ったことにより算定されませんでした。

次に、令和2年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算定いたしました結果、水道事業、下水道事業いずれの会計についても資金不足額はありませんでした。

以上、議第55号から議第57号までの3議案、並びに報第6号及び報第7号の2報告全てにつきまして提案理由を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（小西久次）** 続きまして、報第6号、報第7号について審査報告をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

**○代表監査委員（吉田定男）** それでは、報告申し上げます。

令和2年度竜王町健全化判断比率の審査報告を行います。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された、健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当

てて実施しました。

2、審査の期日。令和3年8月10日。

3、審査の結果。（1）総合意見。審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定基礎となる事実を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

（2）個別意見。①実質赤字比率について。令和2年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。②連結実質赤字比率について。令和2年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。③実質公債費比率について。令和2年度の実質公債費比率は7.7%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り、良好な状況にあると認められます。④将来負担比率について。令和2年度の将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源等の額以下であるため、当該比率については該当せず、良好な状況にあると認められます。

（3）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項は認められませんでした。

続きまして、令和2年度竜王町公営企業会計資金不足比率の審査報告を行います。

1、審査の概要。この審査は、町長から提出された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施しました。

2、審査の期日。令和3年8月10日。

3、審査の結果。（1）総合意見。審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

（2）個別意見。水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足がなく、引き続き良好な状態にあると認められます。

（3）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項は認められませんでした。

以上でございます。

**○議長（小西久次）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第22報第6号、令和2年度竜王町健全化判断比率について、並びに日程第23報第7号、令和2年度竜王町資金不足比率についての2報告について、質疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小西久次）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第22報第6号、並びに日程第23報第7号の2報告について、報告を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

散会 午後3時05分